

安来市介護人材就業継続支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内の介護保険事業所において、新たに就職する介護従事者及び復職する有資格者を対象に就労を支援し介護人材の確保及び定着を図り、市の介護体制の充実に資することを目的に、安来市介護人材就業継続支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等については、安来市補助金等交付規則(平成16年安来市規則第53号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険事業所 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条に規定する介護保険サービス又は同法第115条の45第1項から第3項までに規定する地域支援事業を行う事業所をいう。
- (2) 介護福祉士等の資格 介護福祉士、介護支援専門員、看護師及び准看護師、介護職員初任者研修修了者、実務者研修修了者等の資格をいう。
- (3) 外国人介護人材 市内の介護保険事業所に実習又は就労が可能な在留資格を持つ外国人をいう。
- (4) 除算期間 介護保険事業所の就業規則等における無給の休暇等(産前産後休暇(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に定める休暇をいう。))を除く。)を取得した月数(勤務した日のある月を除く。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 最初の補助金交付申請年度の4月1日時点において満40歳未満である者
- (3) 市に納付すべき税の滞納がない者
- (4) 令和7年4月1日以後に市内の介護保険事業所に新たに介護職員として就業している次のいずれかに該当する者(介護職員として市内の介護保険事業所に就職し、離職した者で、当該離職から1年以上経過し再就職しているものを含む。)で、当該介護保険事業所を運営する法人に直接雇用されているも

の

ア 介護福祉士等の資格を有する者

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、高等学校、特別支援学校中学部・高等部、高等専門学校、短期大学、専修学校、大学その他これらに類するものとして市長が認める学校、機関等を卒業し、1年を経過しない者

ウ 外国人介護人材

(5) 1週間の勤務時間が1年を平均して30時間を超える勤務条件で雇用契約を締結する者

(6) 第4号の就業日時点において、同一法人内の系列事業所からの異動者でない者

(7) 補助金の交付申請日時点において第4号の就業日から介護職員として引き続き同一事業所で継続勤務(就業後の同一法人内の介護保険事業所間における人事異動は継続勤務とみなす。)しており、市内の介護保険事業所で5年を超える期間継続して就業する意思のある者

(補助金の交付時期及び金額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条に規定する条件を全て満たした日から起算して6月を経過(期間計算においては、除算期間を除くものとする。)したとき 10万円

(2) 前条に規定する条件を全て満たした日から起算して24月を経過(期間計算においては、除算期間を除くものとする。)したとき 15万円

(3) 前条に規定する条件を全て満たした日から起算して36月を経過(期間計算においては、除算期間を除くものとする。)したとき 20万円

(4) 前条に規定する条件を全て満たした日から起算して48月を経過(期間計算においては、除算期間を除くものとする。)したとき 25万円

(5) 前条に規定する条件を全て満たした日から起算して60月を経過(期間計算においては、除算期間を除くものとする。)したとき 30万円

2 前項各号に規定する補助金の交付は、補助対象者1人につきそれぞれ1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、前条第1項各号に規定する区分ごと

に、当該期間を経過した日を基準日とし、基準日から起算して2月を経過する日までに、介護人材就業継続支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、2回目以後の申請については第2号、第6号、第7号及び第9号に掲げる添付書類の提出を省略することができる。

- （1）雇用証明書（様式第2号）
 - （2）履歴書
 - （3）誓約書兼同意書（様式第3号）
 - （4）住民票の写し
 - （5）市税の滞納がない旨を証明する書類
 - （6）資格等を有することを証する書類の写し（第3条第4号アに該当する者に限る。）
 - （7）学校等の卒業証明書等卒業したことを証明する書類の写し（第3条第4号イに該当する者に限る。）
 - （8）出入国在留管理庁長官が発行する在留カードの写し（有効期間が満了したものを除く。）（第3条第4号ウに該当する者に限る。）
 - （9）債権者登録依頼書
 - （10）その他市長が必要と認める書類
- （補助金交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の可否を決定し、介護人材就業継続支援補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第7条 前条の通知を受けた申請者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、介護人材就業継続支援補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。